

みずほ一般財産形成預金

現在、新規での事業主様との財形取扱依頼書締結は停止しております

(2020 年 10 月 19 日現在)

1. 商品名	・みずほ一般財産形成預金
2. 商品概要	・使用目的を定めない、主に給与天引きにより貯蓄される財形預金商品です。 ・課税扱いですが、一部払い出しができるなどの利便性があります。
3. ご利用いただける方	・みずほ銀行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の従業員の方 ・<u>現在、新規での事業主様との財形取扱依頼書締結は停止しておりますが、停止前に締結済みの企業の従業員の皆さまは、引き続きご利用いただけます。</u>
4. 預入商品・期間	・期日指定定期預金(最長預入期間 3 年・据置期間 1 年・1 年複利)※またはスーパー定期(5 年、10 年、半年複利) ※ 満期日は元金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。ただし満期日の指定を行う場合は 1 ヶ月前までに通知が必要です。満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。
5. 預入	
(1) 預入方法	・給与・賞与からの天引預入、社内預金廃止時の返還預貯金の預入など
(2) 預入最低金額	・1,000 円
(3) 預入単位	・1 円単位
(4) 預入期間	・3 年以上の期間にわたって、毎年 1 回以上定期的にお預け入れいただきます。
6. 払出方法	・満期日以後に払い出します。 ・定期預金明細 1 口ごとの払い出しが可能です。 ・定期預金明細 1 口についての一部払い出しが可能です。 (期日指定定期預金の場合は預入後 1 年以上の場合のみ一部払い出し可能)
7. 利息	
(1) 適用利率	・預入時のみずほ銀行所定の利率を約定利率として満期日まで適用(預入区分により利率は異なります)し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。
(2) 利払方法	・払い出しの際に元金と共にお支払いします。
(3) 計算方法	・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
(4) 税金	・20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) (ただし、2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。)
8. 期限前解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、各預入商品所定の期日前解約利率(注 1)により計算した利息とともに払い出します。

9. ご留意事項	・この預金はみずほ銀行が元本保証しておりますが、みずほ銀行の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生じる場合があります。 ・この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。詳しくは店舗掲示ポスターをご覧ください。 ・勤労者退職金共済機構等による財形持家融資制度をご利用になれます(別途審査があります)。
10. 金利情報の入手方法	・店舗または、みずほ銀行ウェブサイトにてご確認ください。
11. みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

注1) 預入商品の期日前解約利率

預入商品 お預け入れ いただいた期間	期日指定定期預金	スーパー定期5年	スーパー定期10年
6ヵ月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率(※)×40%	約定利率×10%	普通預金利率
1年以上1年半未満	約定利率(※)×50%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年半以上2年未満	約定利率(※)×60%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率(※)×70%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率(※)×90%	約定利率×20%	約定利率×10%
3年以上4年未満	—	約定利率×40%	約定利率×30%
4年以上5年未満	—	約定利率×70%	約定利率×40%
5年以上6年未満	—	—	約定利率×50%
6年以上7年未満	—	—	約定利率×60%
7年以上8年未満	—	—	約定利率×70%
8年以上9年未満	—	—	約定利率×80%
9年以上10年未満	—	—	約定利率×90%

(※)約定利率は2年以上の利率です。